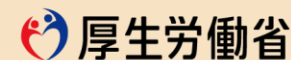


ご注意ください

ご注意ください

＜雇用関係助成金の申請等にあたってご注意くださいこと＞

- ①助成金の申請代行
- ②助成金活用の勧誘
- ③不正があった場合



岐阜労働局

①助成金の申請代行

社労士でない者からの雇用関係助成金の申請はできません。

労働社会保険諸法令に基づく助成金の申請書の作成及び行政機関への提出等は社会保険労務士法により社会保険労務士の業務と定められております。

詳しくは[下記リンク先](#)をご覧ください。

[全国社会保険労務士会連合会](#)

戻る

②助成金活用の勧誘

厚生労働省からの委託を受けたと装って、雇用関係助成金の申請や助成金対象診断、受給額の無料査定などと活用を勧誘する者がいます。

厚生労働省や各都道府県、ハローワークが、特定の者に助成金の活用の勧誘を委託することはありません。

手数料や報酬などを目的として、不適正な申請などを提案している可能性があります。

詳しくは[下記リンク先](#)をご覧ください。

[厚生労働省](#)

戻る

③不正があった場合

経営コンサルタントを名乗る者等に指南された場合や、申請代理人が不正行為を行った場合でも、申請した事業主が不正受給を問われます。

※事業主自身が不正行為を行った場合だけではなく、役員、従業員、社会保険労務士、申請代理人等、支給申請や書類作成に関わった者が不正行為を行った場合でも、事業主の不正受給に該当します。

不正受給を行った場合、助成金の返還（不正受給額の2割相当の違約金加算）、事業主名の公表、5年間助成金が受けられない等の処分が行われます。場合によっては捜査機関に対して詐欺罪による刑事告発などの可能性もあります。

詳しくは[下記リンク先](#)をご覧ください。

[厚生労働省](#)

戻る